

[史料]

# 商人ブルッカルト・チンクの自伝の邦訳 (2)

「ブルッカルト・チンクの年代記」(1368 - 1468年)

山本 健

Translation of a German Merchant's Chronicle  
in the Later Middle Ages Augsburg (2)

— *Chronik des Burkard Zink, 1368-1468* —

Takeshi YAMAMOTO

## 商人ブルッカルト・チンクの自伝 (1396 - 1462年)

### 目次

- |     |   |
|-----|---|
| I   | はじめに——ブルッカルト・チンクについて                        |
| II  | 史料について                                      |
|     | (A) 15世紀のアウクスブルク市の『都市年代記』における<br>『チンク』の位置づけ |
|     | (B) 『チンクの年代記』について                           |
| III | テキストの邦訳                                     |
|     | 商人ブルッカルト・チンクの第3巻『自伝』の邦訳                     |
|     | 第1部——第3巻の前半部(仕事〈職業〉を中心として)                  |
|     | [A] 独身時代(1396年〈誕生〉- 1420年)                  |

〈幼児期〉

- (1) 母親の死 (1401年)

〈少年期〉

- (2) 父親の再婚と継母との不仲からクライン大公領に住む叔父の許へ (1404年)

〈青年期〉

- (3) 叔父との感情の行き違いとメミンゲン市の実家への帰還 (1414年)
- (4) 初恋と職人修業での挫折 (1414年)
- (5) 放浪学生チンクの誕生：遍歴時代の始まり (1414 - 19年)
- (6) 大都市での商業技能の修得
- (7) ジョス・クラマー商会での見習い奉公 (1419年)

〈以上、第28号(2015年2月)掲載〉

〔B〕 新婚時代 (1420年)

- (1) 結婚とその承諾手続きを怠り、解雇へ
- (2) 愛情溢れた糟糠の妻との新婚生活
- (3) 内職(写字)に精をだすチンク
- (4) 1420年に発生したベストと諸物価の下落
- (5) 内職の成功で能力を認めら、再雇用へ

〔C〕 クラマー商会での使用人時代 (1422 - 31年)

- (1) ロットヴァイル都市戦争の勃発とチンクの役割
- (2) フェーデ問題で皇帝の許に派遣 (1423 - 24年)
- (3) ユダヤ問題で皇帝の許に派遣 (1423年)
- (4) 綿花買い付けでヴェネツィア市に派遣 (1424年)
- (5) アウクスブルク市の委託任務でローマ市へ派遣 (1427年)
- (6) フランクフルト大市への途中で襲われ損失発生 (1428年)
- (7) アウクスブルク市の委託任務でヴェネツィア市へ派遣  
(1430年)
- (8) フス戦争下のニュルンベルク市でサフランを購入(1430年)

- (9) 商人チンクの誕生 (1431年)
- [D] ベーター・エゲンの許での使用人時代 (1431 - 38年)
- (1) 商業活動〔移動生活〕からの引退についての悩み (1431年)
- (2) 秤量官〔定住生活〕に、好条件でヘッド・ハンティング  
(1431年)
- (3) ネルトリンゲン大市への個人的参加 (1434年)
- [E] モイティング商会入社以前の個人経営時代 (1438 - 41年)
- [F] モイティング商会への中途採用時代 (1441 - 44年)
- (1) 3年間の雇用契約と給金 (1441年)
- (2) モイティング商会での、社主からの強い信頼感 (1441年)
- [G] チンク個人による対ヴェネツィア商業活動時代  
(1446 - 18年)
- [H] 15世紀後半 (老齢期) の都市役人時代 (1453 - 66年)
- (A) 再々婚時代 (1454 - 59年) に就任した役職
- (B) 4度目の結婚時代 (1460 - 74/75年) に就任した役職
- [I] 不動産〔住宅〕の売買とその背景 (1440 - 56年)
- (1) 初めての住宅 (教会通りに位置) 購入とその売却 (1440年)
- (2) 2件目の住宅 (ユダヤ人通りに位置) 購入とその売却 (1444年)
- (3) 3件目の住宅 (ザクセン通りに位置) 購入 (1453年)
- (4) 4件目の住宅 (上シュラッハハオス近くに位置) 売却 (1456年)
- 〈以上、本号〉
- 〈以下、次号〉

第2部——第3巻の後半部 (家族史を中心として)

はじめに——第2部の趣旨説明

- [A] 単身時代 (1396 - 1420年)
- [B] 初婚時代 (1420 - 40年：20年間)
- [C] 再婚時代 (1441 - 49年：8年間)
- [D] 鰥夫 (一人暮らし) 時代 (1449 - 1453年：4年間)
- [E] 再々婚時代 (1454 - 1459年：5年間)

〔F〕 4度目の結婚時代（1460 - 1474/75年：14/15年間）

〔G〕 息子（ヴィルヘルム）の身代金とその解放（1456年）

注記

索引

〈タイトルは暫定訳〉

- (注記) ①訳文の〔 〕内の日本語は、理解を容易にするために訳者が補充したものであり、( )内は原語である。
- ②各章内の小見出しも、同様な趣旨から訳者が書き加えたものである。
- ③「自伝」(第3章)で断片的にしか記されていない内容で、第2巻や第4巻に詳細に記されている場合には、上記の趣旨から【補遺○】を書き加えた。
- ④テキストの(注)は一括して末尾に、各章ごとにまとめて記した。
- ⑤索引(人名、事項そして地名・国名)を注記の後に、独立した形式で付記し、掲載分冊番号とページ数を記した。
- ⑥第1部〔G〕は第3巻の本文には記載されておらず、第4巻に記載されている内容である。しかし第1部の仕事〈職業〉という視点を考慮して、この箇所へ挿入した。
- ⑦第1部〔H〕も第3巻の本文には記載されていない。付録(Beilage) I. 「B・チンクの自伝のために」(333-338ページ)に記載されていたものであるが、⑥と同様な視点から、この箇所へ挿入した。

## 〔B〕 新婚時代（1420年）——私が初めての妻を娶った時

### (1) 結婚とその承諾手続きを怠り、解雇へ

#### ◆1420年——筆者：24歳

私は、私の主人〔ジョス・クラマー〕の商会で働いていた時〔1420年〕に、最初の妻を娶った。妻は、貧しい主婦 (eine arme Frauen) で〔アウクスブルク市から南東に12.5kmに位置する〕メーリンゲン (zu Möringen) 出身の寡婦シュテルクレーリン (wittbe Störklerin) の娘であった。妻は才能はあるものの、貧しい女性で、持参したものといえば僅かに小さなベッド (klein pettlin)、子牛 (küelin) そして特別に小さな取っ手の付いた鍋のような道具 (sunst klain arm dinglach als pfannen) だけであった<sup>(1)</sup>。これら〔の持参した物〕全ての価値もペニヒ貨で10ポンド程度にすぎなかった。

〔他方〕私も所有していたものは上等な上着1着だけであり、確かにそ

れほど多く〔の財産〕は所有してはいなかった<sup>(2)</sup>。しかも多額の現金 (vilberait) などは所持さえしていなかった。しかし、私はささやかながらも、奉公〔商業活動〕に十分に耐えうる〔程度の〕教育を受けていたので、進んで奉公に精をだした。〔そのためか〕私の主人は私に好意を寄せ、私たちが調達した全ての商品を私に任せていた。

私の妻はエリザベート (Elisabeth) といい、この当時〔まだ〕私の主人 ジョス・クラマー〔家〕の下女 (Magd) であった。また私も、すでに言及したように、同クラマー〔商会〕の奉公人 (Diener) であった。〔そのため〕私たち二人はお互いに顔見知りの良い関係 (in gutter freundschaft) にあった。そして、1420年の聖霊降臨祭 (pfingsten : 5月25日) の8日後〔すなわち、6月2日〕に私たちは〔二人だけで〕結婚式 (Hochzeit) を挙げた。その時、私は〔主人へ結婚許諾願いの手続きをすべきであったのだが、この件について〕何を〔またどのように〕すべきか〔さっぱり〕分からなかったので、何の手続きをもしなかった。そのために、私は〔結婚と同時に〕主人の好意〔信頼 (Huld)〕を失い、解雇されてしまったのであった。すなわち、私が妻を娶る際に主人に何も相談しなかったことが、主人を〔甚(いた)く〕傷つけ、そのため主人は私に助言や助力を一切、与えようとはしなかった。つまり、〔本音を吐露すると、当時は世間知らずのため〕私は〔結婚する際に〕行なわなければならない〔結婚許諾の手続き〕を、知らなかったのであった。

## (2) 愛情溢れた糟糠の妻との新婚生活

しかし、妻は私を愛していたし、私も彼女が好きであった。だから〔神は〕私にこの妻を娶わせたのである。妻は私に好意〔信頼〕を持っており、そして「私のブルッカルト、元気をだして。絶望しないで。私たちはお互いに助け合えばうまく暮らしていけるわ。私は糸巻き車で糸を、しかも毎週4ポンド〔2kg〕の羊毛を紡ぎ尽くすわ (aufspinnen)。これで32ペニツヒは稼げるわ」と語りかけて、私を慰めてくれた。

妻が〔このように〕頼もしく〔言ってくれたので、〕私も気を取り直した。

### (3) 内職〔写字〕に精をだすチンク

今では私は少し写字 (schreiben) ができるので、私に写字〔の仕事〕を依頼する司祭 (Pfaffen) がいるかどうか調べようとした。

その時、神は、たとえば汝〔チンク (du)〕の稼ぎがどんなに少なかりょうとも、汝の妻 (dein weib) はささやかながらも 32 ペニツヒを稼いでいる点を〔お考えなされて〕、おそらく、私たちが幸せに暮らせる、とお認め下されたのである。

〔そうこうしていると〕そのような〔写字を依頼する〕司祭が〔現れた〕のである。彼はアウクスブルク聖母教会の関係者で、コンラート・ジーボルト・デイ・メミンゲン (Konradus Siebolt de Memingen) といい、領主 (Dominus) 身分であった。すなわち、彼は聖母教会の主任司祭の見習い (gesell) であり、私にとっても好都合〔な人物〕であった。〔というのも〕彼もメミンゲン〔市〕出身者であり、しかも同市で教師 (Schuelmeister) の経歴の持ち主であったからである。さらに〔驚いたことに〕私は〔8歳～11歳の〕時期にメミンゲン市〔の学校に通っていた際〕彼の生徒 (sein Schueler) であったからである。私はこの恩師の許を伺い、彼に、私が妻を娶ったこと、また私は写字の仕事で金を稼ぎたいのだが、仕事がまったく見つからず、どうしたらよいか途方に暮れている旨、告白した。〔これを聴いた〕恩師コンラートは、私が写字で生計を支えようとしていることを喜んでくれた。そして〔ちょうど〕恩師に写字の仕事を依頼した一人の客がいた。そこで恩師は「私の代わりにその写字〔の仕事〕を〔お前に〕任せたい。私はお前〔チンク (dir)〕に〔客から依頼された仕事のうち〕丸1年分の写字の仕事を譲ってあげよう。これで私は〔私の弟子である〕お前に報いたい」と約束してくださった。そして彼は私に羊皮紙の大型版の本 (ein großes buch in pergamen) を差し出した。

仕事を依頼した人物はルドルフ殿 (Maister Rudolf) といい、司教座聖堂参事会員 (korherr) で、聖母教会の主任司祭であり、かつ法学博士 (doctor) でもあった。この本は聖トマス〔・アクィナス〕の『神学綱要 Compendium (Theologiae)』<sup>(3)</sup> と呼ばれているものである。領主〔身分のル

ドルフ殿]はこの本を私の自宅に持ち帰ることをお許しになり、さらに私に〔支度金として〕1グルデンを現金でくださった。そこで私は紙 (papier) を購入し、そしてその紙のほとんどに文章を書き写した。つまり、私は妻のいる自宅に帰り、そして妻に「どうにか写字の仕事に有りついた」旨、伝えた。妻は喜んでくれた。こうして私は写字を行なうことになり、その週の内に定形の大型半紙で (großen papirs karta regal) 4セクスター [1セクスター (Sexter) は用紙6枚。それゆえに24枚] 分を書き上げ、そしてその4セクスターを領主ドルフ殿に差し出した。その出来栄はルドルフ殿の気に入るところとなり、私はまもなく〔彼から新しい仕事が舞い込み〕写字の仕事さをさらに続けることとなった。しかも彼はその書体をも (die Geschrift) 大いに気に入ったようで、1セクスター当たり4グロッシェン (Groschen) を与えると約束してくださった。こうして、私は彼のために50セクスター [大型半紙300枚] を書き上げ、十分な対価 [200グロッシェン] を稼ぐことができた。

私と妻は一緒に暮らした。私は写字をすること (Schrib) で、さらに妻は糸を紡ぐこと (Span) で、糊口を凌いだ<sup>(4)</sup>。すなわち、〔私たちの〕一週間の実収入は合算するとペニヒ貨で3ポンドにもなり、そのため、私たちはしばしば一晩中、一緒に (bei einander) 暮らすことができ、しかも満足した生活を送ることができた。つまり私たちは〔生活する上で〕必要なもの〔金銭〕を〔内職で、十分に〕稼いでいたのである。

#### (4) 1420年に発生したペストと諸物価の下落

[1420年で] 伝えねばならないことは、すなわち、1420年秋のある日、私たちが帰宅した時に、大規模なペスト (Sterbent) が発生し、ほとんど〔の人びと〕が死亡し、そしてすべての物〔の価格〕が安くなった (wolfeil) ことである<sup>(5)</sup>。たとえば、

[A] 食べ物では、

- ・ライ麦 (roggen) は1シャッフル (schaff) 当たり、1ポンド・ペニヒ (dn.)

- ・小麦 (korn) は1シャッフル当たり、10グロシェン (groschen)
- ・燕麦 (haber/hafer) は1シャッフル当たり、15シリング・ペニヒ
- ・最高級のえんどう豆は1メッツ (metz) 当たり、16ペニヒ
- ・豚肉 (fleisch) は1ポンド (500g) 当たり、1ペニヒ
- ・卵 (air) は6～7個で、1ペニヒ

[B] 飲み物では、ワイン (wein) は〔一般に〕非常に安くなった。

- ・調理用ワイン (Kochen wein) は1マース (mas) 当たり、3ヘラー (hl.)
- ・ネッカー産ワイン (Neckerwein) は1マース当たり、2～3ペニヒ
- ・フランケン産ワイン (Frankenwein) も同じく、2～3ペニヒ
- ・エルザス産ワインの、かなり良質なもので、4ペニヒ
- ・同じくエルザス産ワインの、最高級のものでも、5ペニヒ
- ・〔アウクスブルク〕近郊で作られたかなり良質の地元ワインは3～4ペニヒ
- ・北イタリア産ワイン (Welschwein) は1マース当たり、6～7ペニヒ

[C] その他

- ・ラード (Schmalz) は1ポンド当たり、4ペニヒ
- ・木材 (Holz) は、シュワーベン農民 (die schwebische pauren) が運んできた時、1フーダー〔荷馬車一台分量 (fueder)〕当たり、9、10ないし12シリング (B)
- ・その他の物 (ding) の値段も安い

なお、〔1420年秋期の貨幣換算率は〕

- ・1フローリン金貨 (fl.) は18グロシェン3ペニヒ
- ・1バーメン・グロシェン (ain böhemischer gross.) は7½ペニヒ

そして、都市や農村の至る所で、健康と幸運 (heil u. säld) 〔を掴んだ者〕が存在した。すなわち、今では生き残れる運命にある者は誰でも金持ちになれたのである<sup>6)</sup>。しかし、ここアウクスブルク市〔都市部〕においても、また農村の至る所においても、多数の死者がでていた。〔特に『エア

ハルト・ヴァーラウス』年代記に拠ると<sup>(7)</sup>、同年アウクスブルク市では死亡者数が1万6千人（16 tusent menschen）と報告されていた。

#### （5） 内職の成功で能力を認められ、再雇用されるチンク

その後、私の主人ジョス・クラマーは、私が〔将来〕有望〔な人材〕であり、また私が一身に〔内職である〕写字の仕事をして、十分な稼ぎを得ていたことを知って、〔1420年の年末頃に〕<sup>(8)</sup>私を再雇用する（wiederbestellen）ことにした。〔これを機に〕彼は、以前私と一緒に行っていた彼のすべての仕事（all sein geberb）から身を引き、〔すべてを私に任せた〕。

#### ◆1421年——第1子誕生 筆者：25歳<sup>(9)</sup>

次に、その〔1年〕後の1421年7月4日〔聖ウルリヒの祝日〕に、私の妻が第1子を生んだ。この娘にアンドリン〔小さなアンナ（Andlin）〕と命名した。

### 〔C〕 クラマー商会での使用人時代（1422 - 1431年）<sup>(1)</sup>

〔チンクはクラマー商会に入社したものの、彼の主人ジョス・クラマーがアウクスブルク市政府の政権側の一員であったこともあって、アウクスブルク市からの委託任務を引き受ける羽目になり、しばしば彼の商行活動は中断せざるを得なかった〕。

#### （1） ロットヴァイル都市戦争の勃発とチンクの役割

#### ◆1422 - 23年——ロットヴァイル戦争 筆者：26～27歳

私の娘が1歳になった〔1422〕年に、帝国都市ロットヴァイルの市民たち（die von Rotweil gemain Reichsstadt）がエッティンガー（Öttinger）と呼ばれていたフリードリヒ・フォン・ツォレルン・エッティンゲン伯（Graf Friedrich von Zollern-Öttingen）と戦争（Krieg）を開始した。同伯はロットヴァイルの多くの住民に危害を加え、神、名誉そして正義（gott, er u. recht）に反して、ロットヴァイル市民たちと戦争を起こした<sup>(2)</sup>。しかし、同住民たちは彼らにも伝えられていた〔アウクスブルク市からの〕援軍を当

てにしてロットヴァイル帝国都市にとどまって〔抵抗して〕いた。アウクスブルク市民たち (die von Augsburg) は傭兵たち (die söldner) 〔の募集〕を決定した。

〔その手続きとして、まず〕募集してきた者の名前を書きとめ、そして第一陣として (am dem ersten) 24名の傭兵 (gesellen) を任命した。その中の1人に、私も含まれていた。それぞれの傭兵には1日当たり4グロッシェン (gross) の日当が支払われた。それ故に、私は、他の傭兵たちと一緒にツォレルン城塞 (veste zollern) まで進軍し、そしてその近くに10ヵ月間も留まった。運にも恵まれて、私の手元には30グルデンが残った<sup>(3)</sup>。

私は歩兵 (Fussvolk) 全員への給料の支給係 (Aussgeber) と記録係 (Schreiber) をも仰 (おお) せつかった。この時期 〔の戦争状況〕については、この後で十分に説明する 〔予定である〕<sup>(4)</sup>。私はツォレルン城が陥落した時も同地にいた。そして、最後の兵が撤退した時に 〔ようやく、アウクスブルク市に〕帰還した。

しかし、私は帰還早々 〔再度、第2陣として〕1人の使者 (Botschaft) と共に 〔ツォレルン城に〕派遣され、同地に6週間留まり、その後 〔ようやく〕私に再度の帰還許可が下された。〔最終的な〕勝利を収めたのは6月3日 (auf Corporis Christi) であった。まる1年間もの長きにわたり同地に留まっていた兵 (つわもの) もいた。ツォレルン城は降伏した兵士の助命を条件に (auf Gnade) 引き渡された 〔1423年5月13日〕<sup>(5)</sup>。〔同城に〕籠城していた傭兵 (die Gesellen) は32人いた。彼らはウルム市に連行された。同城は跡形もなく破壊された。これは1423年の出来事であった。

## (2) 諸問題で皇帝の許に派遣される使者チンク

### ◆1423年——貴族エットリンガーとのフェーデ問題 筆者：27歳

ところで、ツォレルン城 (das Schloss) が破壊され、私たちがアウクスブルク市に帰還するとすぐさま 〔1423年6月に〕<sup>(6)</sup>、アウクスブルク市参事会の顧問官 (Ratgeber) たちはジョルク 〔ゲオルク〕・プロース (Jorg Ploß) 殿と私 〔チンク〕を我われのこの上もなく恵み深き皇帝兼ハンガリー国王

たるジギスムント〔皇帝：皇帝在位1411－37年（K. Sigmunde）〕、さらに〔皇帝の側近に侍（はべ）る〕バイエルン〔インゴルシュタット系（Ingolstadt）〕大公ルードヴィヒ（Herzog Ludwig von Bayern）<sup>7)</sup>〈彼は当時、神聖ローマ皇帝の陣営に組していた〉の許に派遣した。〔この派遣の目的は〕神、名誉そして正義に反して、我われの母市アウクスブルク市の敵（Feind）であり、我われに攻撃〔戦さ〕を仕掛けてきたオズヴァルト・エツトリンガー（Oswalt Öttinger）という貴族（ein Edelmann）との〔フェーデ問題を解決する〕ためであった。

【補遺2】 このフェーデの原因とその結果は本文（131-132ページ）の注4に次のように記されている。それによると、

「アウクスブルク市がオズヴァルト・エツトリンガーとのフェーデに至る原因は、同市の市民によって、1423年11月17日付けのドナウヴェルト（Donauworth）市とラウインゲン（Lauingen）市へ宛てた1通の書簡の中で、次のように記されていた。すなわち、

『それは、バイエルン大公領の〔アウクスブルク市から東5kmに位置する〕フリートベルク（Friedberg）市の手前で宿営していた時に、ある戦闘（Krieg）の最中で起こったある事件から始まる。

◇エツトリンガー陣営とバイエルン諸大公陣営との戦闘（前提事件）

この私戦〔フェーデ〕は、O・エツトリンガーおよび彼の支援者たちと彼らの敵対者たる〔したがって、アウクスブルク市の味方である〕バイエルン〔ランツフート系〕大公ハインリヒ（Heinrich der Reiche）および上部バイエルン地方〔ミュンヘン系〕の諸大公そしてその家臣（dienere）たちとの間で、アウクスブルク市の手前を流れるレッヒ河の向こう岸で起こった。〔その引き金になったのは〕エツトリンガーとその支援者たちが彼らの敵から相当数の雄馬（mayden）を奪い、屠殺業者〔肉屋（henden）〕の許に連れて行くという行為であった。そのため、彼らはバイエルン大公軍にアウクスブルク市の外柵（schracken）のところまで、さらにはアウクスブルク市壁の内側と外側の間にある城塔（zwinger）のところまで攻め立てられ、〔そして、

ついには] 捕えられ、しかも捕虜の状態で〔ウアフエーデの〕誓約 (geloben) を強いられた。しかし、彼らはそこから馬に乗って逃走した〔先がアウクスブルク市であった〕。

#### ◇エットリンガー陣営によるアウクスブルク市へのフェーデ宣告

〔それ故に、彼らは、チンクが上述したように、今度はアウクスブルク市とのフェーデを引き起こすことになった。〕

我われアウクスブルク市民は同市領域内に逃走してきた彼らを捕らえることができなかった。やがて我われは彼らと戦闘状態に陥り、すべての市門を閉ざすように命じたが、しかし彼らが奪った馬たちは市門の入り口から市内に入ってきたので、我われはその馬の本来の持ち主〔たるバイエルン大公の許〕に返却した。また我われはアウクスブルク市内でいかなる者にも攻撃することを許さず、さらに彼らの命を奪うことをも許さなかった。その後も、この戦闘で私たち市民の友情〔信頼〕関係 (fruntschafft) が壊れることはなかった。そしてたとえエットリンガーを捕らえた個人ないしその集団〔彼を捕えるべくアウクスブルク市に突入したバイエルン大公軍〕が我われによってアウクスブルク市内で捕えられたとしても、我われは我われの最善の能力、すなわち正当な裁判〔判決〕に従って (nach billichen dingen) その捕らえられた者〔バイエルン大公軍関係者〕が投獄 (Gefangnisse) されることがない〔免除される (überheben)〕ように努めた』。

アウクスブルク市民たちのこのような〔片手落ちの〕対応に対して、1423年の春、オズヴァルト・エットリンガーはアウクスブルク市民たちに〔改めて〕フェーデを宣言した (widersagen) のである。〔これに対して〕アウクスブルク市の法手続きによる申し開きはすべて功を奏さなかった。

#### ◇アウクスブルク市と貴族エットリンガーとの調停

1424年5月3日に至ってようやく (erst)、アウクスブルク市とエットリンガーとのフェーデは2人のバイエルン〔ミュンヘン系〕大公エルンストとヴィルヘルム (Die herzoge Ernst u. Wilhelm von Bayern) に

よって調停された。その結果は、すなわちエットリンガーがアウクスブルク市の若干の住民に与えた損害とその査定をめぐって、アウクスブルク市の住民が1年の期間内に損害賠償を要求した場合、傷つけられた50人相当の人手と奪われた〔50頭相当の〕馬でもって（mit 50 eraisenn leuten u. geraisigen pferden）1ヵ月間、アウクスブルク市に〔査定〕費用と〔住民の〕損害を補償する義務をエットリンガーに課すというものであった。

なお、このオズヴァルト・エットリンガーは後代（1443年と1446年）バイエルン〔インゴルシュタット系〕大公ルードヴィヒ7世（在位：1413－43年）のノイブルク市（Neuburg）の地方行政官（Pfleger）として登場している。

### （3） ユダヤ人問題で皇帝の許に派遣

#### ◆1423年——筆者：27歳 アウクスブルク市のユダヤ人問題

我われ〔ジョルク・プロース殿と私ことチンク〕は〔6月上旬に皇帝ジギスムントの許に派遣されていたので〕半年間〔アウクスブルク市を〕留守にした。しかも多くの問題を解決できなかった。我われの派遣〔の目的〕はユダヤ人〔の納税問題解決〕のためでもあった。

ところで、我われがアウクスブルク市に帰還すると直ちに、同市の有力者たち〔市参事会〕は私を〔単独で〕再び我われの〔恐れ多き〕領主である神聖ローマ皇帝の許に（zu unser herrn römischen kunig）〔上記の未解決のうち〕最優先の問題〔ユダヤ人の納税問題の解決〕のために（von der ersten Sach wegen）、派遣した。そして私はその問題を解決に導いた。〔もちろん、チンクはこの問題を解決する立場にはなく、彼の任務はおそらくただ様々な問題の状況とその解決について皇帝に伝えるという伝達任務に限定されていたと思われる〕<sup>(8)</sup>

#### 【補遺3】 15世紀のアウクスブルク市のユダヤ人について。

チンクは自らの『都市年代記』の中で同市のユダヤ人について、僅かに二カ所（第3巻の132ページと第4巻の162～63ページ）で、しか

もそれとなく言及しているにすぎない。その1つがこの箇所である。これだけでは謎めいて意味不明である。そこで、まずユダヤ人が置かれていた背景を理解すべく、H・K・ヒルシュ (Hirsch)<sup>9)</sup>に従って、アウクスブルク市のユダヤ人について概観しておく。

#### (1) ユダヤ人についての概観

まず、王の権利としてユダヤ人を熱心に保護し、ユダヤ人の経済活動を後援したのは、都市の興隆と貨幣経済の発達を背景として登場したシュタウフェン王朝 (1138 - 1254年) である。特に皇帝フリードリヒ1世バルバロッサ〔在位：1152 - 90年〕は1157年に多額の納付金と引き換えにユダヤ人を王の保護下におき、彼らに広範囲な特権を与えた。この「皇帝の国庫民〔帝室国庫従属民〕(Kammerknechtschaft)」はフリードリヒ1世に由来する新しい法制度であった。

ところで、アウクスブルク市のユダヤ人は13世紀以前には確認されていない。1276年、アウクスブルク市は皇帝ルードルフ・フォン・ハプスブルク〔在位：1273 - 91年〕の承認を得て、ユダヤ人の法的地位を規定した。その地位はさほど悪いものではなかった。

やがて14世紀になると、たとえば1308年には、ユダヤ人は享受している保護特権の見返りにアウクスブルク・ペニヒ貨で年500ポンドを同市に支払う義務を負うようになり、さらに皇帝ルードヴィヒ・デア・バイエル〔在位：1314 - 47年 (Ludwig der Bayer)〕の登場と共に目に見えて彼らの地位は悪化しだす。それは、同皇帝が財政的な観点から、ユダヤ人の成人から「いわゆる黄金のペニヒ貨 (der sogenannten Goldenen Pfennig)」と呼ばれた金額1グルデンの人頭税 (die Kopfsteuer in Höhe eines Guldens) を徴収する制度を1342年に新たに導入したからである。

またアウクスブルク市でもペストが流行した1348年に、ペストの原因をユダヤ人に押し付けて11月24日に発生した大量虐殺〔ポグロム (Pogrom)〕で、約130人の犠牲者をだした。生き残った僅かのユダヤ人たちは、翌12月に同市の司教の保護下に受け入れられ、同時

に司教は1350年に新しいユダヤ人の受け入れを許可し、さらに1355年には都市も同様に新しいユダヤ人の受け入れを始めた。そして1385年にはユダヤ人の人数は約300人（納税者は65人）に増加したものの、しかしその後の5年間で、すなわち1390年までに納税者は17人に減少し、同市のユダヤ人の担税力ないしユダヤ人の共同体の衰退が明白になる。この背景には、アウクスブルク市側のユダヤ人からの税の強制徴収（1374年、1381年そして1384年に、ユダヤ人を逮捕・拘束してまでの徹底した徴収）や1385年と1390年の2回にわたる皇帝ヴェンツェル〔在位：1378－1400年〕の債務取り消しがあり、これらによって、蓄財していたユダヤ人の資金が吸い尽くされるという諸事情があった。こうして14世紀末期頃には、アウクスブルク市のユダヤ人の社会的身分（status）は一層悪化した。

さらに、この頃には、ユダヤ人は市民として採用されても、また法的に同市への受け入れ契約を結んでも、アウクスブルク市はユダヤ人、特に流浪するユダヤ人の保護権や居住権を保障せず、1397年と1419年に公布された市参事会の法令は「流浪する」ユダヤ人に市民権の取得を義務づけた。また1425年にユダヤ人による金曜日の買い物制限、1433年には外来「流浪」ユダヤ人の葬儀に税を課したり、さらに1435年には牛の購入は自家消費に限定するなどの措置が取られた。そして1434年に皇帝ジギスムントの許しを得て公布されたアウクスブルク市参事会の法令は、はっきりと目に見えるユダヤ人の社会の周辺〔差別〕化（Marginalisierung）〈公共の場所ではユダヤ人は緑色の輪の形をした印を衣服の見えるところに付けねばならず、またユダヤ人街路を網で閉鎖する、さらにユダヤ人と同席するのは罪であるという意識などの徹底化〉に努めていた。このような下で、1438年7月7日にアウクスブルク市参事会がユダヤ人追放を決議（Vertreibungsbeschluss）するのであるが、これは1348年のボグロム〔ユダヤ人の大量虐殺〕以降のユダヤ人を取り巻く状況の劣悪化の流れの究極の終結点であった。その2年後〔1440年〕にユダヤ人は完全にアウクスブルク市から完全

撤退した。

## (2) 1423年の箇所の背景<sup>(10)</sup>

ところで、この箇所の背景であるが、「書簡控え帳 (Briefbuch)」によると、宮中伯 (Pfalzgraf) ヨハン・フォン・ノイマルク (Johann von Neumark) は当時、様々なドイツ諸都市 (アウクスブルク市も含む) にいるユダヤ人に対する臨時税 (steuer u. hilffe) を徴収していた。これはおそらくパーメンのフス教徒との戦争資金の調達を考えてのことであったと思われる。しかし、このような宮中伯の要求は、皇帝が諸都市のユダヤ人に対して保証した権利に違反する行為であった。

これに対して、アウクスブルク市は宮中伯の代理人や宮中伯本人に対して皇帝から付与された「自由特権と証書 [書簡] (die Freihaiten und Briefe)」を根拠に、支払いを拒否した。この特権によると、「アウクスブルク市に住居 [不動産] を所有するユダヤ人や同市民 [市民権保有者] になったユダヤ人たちは、ある一定年間 (12年間) 皇帝以外の者からのあらゆる [不当な] 要求から保護され、その見返りとして同市にはこの保護期間中、ユダヤ人に課税する権利が譲与される」というものである。これは、皇帝ジギスメントが1415年7月11日、コンスタンツ市 [コンスタンツ公会議] でアウクスブルク市に付与した「特権 (Priveleg)」であった。この特権の獲得の交渉にアウクスブルク市の使節として参加したジョルク・プロースは、ニュルンベルク城伯フリードリヒ6世の支持を得て、特権獲得に尽力した功労者であった。それ故に、今回も彼はユダヤ人からの宮中伯の不当な支払い問題の解決を依頼され、ユダヤ人たちはその解決のために一定額の金額を皇帝に渡す準備をしていた程であった。しかし、プロースは遅くとも6月初旬にチンクと一緒にアウクスブルク市を出立したが、数ヶ月間 [使者を送るなり、また書簡を送るなどさえせず] 一切の消息を知らせてこなかった。市参事会は1423年10月15日のプロース宛の書簡で、プロースへの不信感を表明していた。

「汝 [プロース] が市参事会から派遣された時、汝はアウクスブル

ク市のユダヤ人を悩ましている苦悩と不安を十分に知っていたのに……汝は特にユダヤ人のために、ユダヤ人たちへの不当な金銭問題（das）を解決できなかった。それ故汝の裏切り（gleich : betrug）をやめさせ、そして途中で〔汝の任務を〕解かせた。なぜなら、彼らユダヤ人たちは自からの問題を自分たちで解決し調停するからである。彼らはこの問題をこれ以上延期できない状況に置かれている。その後も汝からの使者〔連絡〕は一向に来ない。ただ1回だけ汝と一緒に赴いたブルッカルトなる者から知らせがあっただけである。それにも係わらず、汝はユダヤ人〔問題の〕ために何も果たさず、さらには〔問題解決にも〕成功していないではないか。〕<sup>(11)</sup>

この書簡からは、ジョルク・プロースは途中で交渉役を解任され、すでに皇帝の許を去り、アウクスブルク市へ帰還していたことが理解できる。

最終的には、アウクスブルク市参事会がジョルク・プロースへ送ったが、彼には届かなかった9月12日付けの書簡の中で、「聖ミカエル祭（9月29日）の8日後（10月7日）にニュルンベルク市で、ヤダヤ人たちと宮中伯ヨハン（Pfalzgrafen Johann）との間で和解に向けた話し合いが設けられる」と述べられていた。その後この件は調停が成立した。

なお、ジギスムントは皇帝として統治を始めると、帝国都市のユダヤ人から期待できる納付金の徴収を始める。彼は定期税の徴収だけでは満足せず、臨時税の徴収を強化した。たとえば、1414年にニュルンベルク市のユダヤ人たちからは12,000フローリン金貨を、またアウクスブルク市のユダヤ人からは2,800フローリン金貨を徴収した。

#### （4）綿花買いつけでヴェネツィア市に派遣

◆1424年——筆者：28歳

次に、1424年に私の主人ジョス・クラマーは〔バルヘント織布=あや織り

綿布 (Barchent) に必要な綿花の購入のために] 私をヴェネツィア支店のジャコビー (Jacobi) の許に遣わした。同地で、私は彼からキプロス島産の綿花 (Woll von Zibolt) を 16 袋 (Seck) 購入した<sup>(12)</sup>。[その購入費は] 1 ケントナー (Centner) 当たり 4 ドゥカート金貨 (ducaten) 17 グロツシェン (groschen) であった。私は主人に代わって仕事を切り盛りした。私の主人がさらに 1427 年に私をローマに遣わすまで、私は多忙な日々を送る羽目になった。

【補遺 4】 チンク自身がキプロス産の綿花を求めて、東地中海地域に商旅していたかは本文〔第 3 巻〕には記載されていない。

しかし第 2 巻の「私が体験し、そして暮らしたことのあるすべての〔帝国〕領域〔Land〕、都市と市場町、地方と村落について記す」箇所「ロードス島 (Roda insale)」の項目 (第 2 巻: 105 ページ) とヴェネツィア市とロードス島の上に浮かぶ「その他のいくつかの島々について (Von etlichen inseln)」の項目 (第 2 巻: 110-111 ページ) に以下のような記述がある。

◇チンクの東地中海地域への商旅について。

(1) 「ロードス島」と「カンディア (クレタ) 島」について<sup>(13)</sup>

「次に、私はロードス島 (Rodis) で暮らしたことがある。同島のロードス市は美しい都市であるが、それほど大きな都市ではない。また同市には見事な風車〔灯台? (Wind-muhle)〕があり、その風車〔灯台〕は丸い塔の形をし、しかも港を囲い込むかのように〔あたかも防波堤のように〕壁状に海の中に設置されている。思うに、この風車〔灯台〕の壁は最近までであった。

また同島には聖ヨハネ騎士団 (St. Johannis Orden) がいる。この聖ヨハネ騎士団の長として総長 (der Oberst) がおり、人々は彼のことを「ロードスの偉大なマイスター (der grose Maister von Rodis)」と呼んでいる。私はその総長の使用人 (Diener) にすぎず、しかも長期間、同島にいたわけでもない。私は彼の、黒いロウで固められ、封印された書簡を所持していた。

カンディア (Candia) [現代ギリシア語ではイラクリオン (Iraklion)] 島、すなわちクレタ (Kriti) 島は大きな島であり、周囲は 500 マイル (Mail) (ただし、北イタリア・マイル (Welsch Mail) ではない) である。また同島ではマルバシア産甘口白ブドウ酒 [この白ブドウ酒の特徴は、甘味と芳香が強いワイン] とキプロス産木材 (Cipressenholtz) は安い。同島はロードス島まで 300 マイルの距離にある。同島にはカネア (Canea) [現代ギリシア語ではハニア (Khania)] や記すことさえ煩わしいギリシア語名の多くの都市がある。私はそれらの諸都市に行ったことがある。」

(2) 「その他のいくつかの島々」について<sup>(14)</sup>

「次に、私はヴェネツィア市からロードス島 [アドリア海からエーゲ海] の間にある多数の島々について記そうと思う。それぞれの島々はすばらしい。また私が上述したロードス島への船旅で、どのくらい数の島があるのかは分からない。その理由は、それらの島々には私は上陸していないからである。しかし、上述した島々には上陸して、暮らしたことがある。

[具体的な事例 (前 = チンク時代の表記 → 後 = 現代表記) を列挙すれば、]

- (1) サピエンツァ島 (Sepencia → Sapienza)、(2) キテイラ島 (Cytera → Kithira) (かつてトロヤ人 [パリス王子] に誘拐された美しきヘレーナ (Helena) がいた島)、(3) ミロス島 (Yelo → Milos)、(4) シフノス島 (Ciffano → Cifnos)、(5) セリフォス島 (Cermo → Serifos)、(6) Permonia 島 (?)、(7) ケア島 (Cia → Kea)、(8) エヴィア島 (Negroponte → Evia)、(9) スキアトス島 (Scatti → Skiathos)、(10) スコペロス島 (Scopilo → Skopelos)、(11) リムノス島 (Scalinu → Limnos)、(12) イムロズ島 (Embros → Imros)、(13) スキーロス島 (Schiros → Skiros)、(14) アン드로ロス島 (Andre → Andros)、(15) テイノス島 (Tines → Tinos)、(16) ミコノス島 (Meroni → Mikonos)、(17) マクロニシ島 (Mekessia → Makronissi)、  
⑱ パロス島 (Paris → Paros)、(19) ナクソス島 (Nio → Naxos)、(20) アルモゴス島 (Amorga → Amorgos)、(21) アステイパレア島 (Stapalia →

Astipalaia)、(22)アナヒイ島 (Namfio → Anafi)、(23)サントリーニ／テイラ島 (Sandolini → Santrini/Thila)、(24)フォレガンドロス島 (Lango → Folegandros)、(25)シキノス島 (Schio → Siki nos)、(26) Metelin 島 (?)、(27)ロードス島 (Rodhos)、(28)シミ島 (Schinnei → Simi)、(29)イカリア島 (Carchi → Ikaria)、(30)カルパトス島 (Scarporto → Karpathos)、(31)Piscopia 島 (?)、(32)ニシロス島 (Nisari → Nisiros)、(33)レロス島 (Lero → Leros)、(34)カリムノス島 (Calmi → Kalimnos)、(35)パトモス島 (Patamas → Patmos) 〈この島には聖人ヨハネ (Johannes) がいたとされ、そして彼は福音書 (das Evangelii) を書き始めた〉。

「初めに御言葉 (みことば) ありき。御言葉は神とともにあり。そして御言葉は神なりき。御言葉は初めに神とともに在りき (In principio erat verbum et verbum erat apud dum. Et dues erat verbum, hoc erat in principio apd deum.)<sup>(15)</sup>。

そして彼はパトモス島を離れそして福音書をそれ以上記さなかった。そしてその後、彼はエフェソス島 (insel Ephesou) すなわちアデペシオス島 (Adepesios) に行き、そこで福音書を最後まで書き上げた。

これらの島々と並んで、人々はロードス島へ船で往来していた。さらにクレタ (Candia) も1つの島である。その周囲は500北イタリア・マイルある島であった。この島に私は住んでいた。ロードス島は周囲が100北イタリア・マイルあり、クレタ島から300マイル離れている。Carsua (?) も1つの島である。」

## (5) アウクスブルク市の委託任務でローマへ派遣

### ◆1427年——筆者：31歳

次に、私は1427年にアウクスブルク市の任務で、馬でローマ市に赴いた。その際〔きわめて危険なことではあったが〕多額のドゥカート金貨を現金で (viel beraiter ducaten) 〔馬に積んで〕運んだ。私はこの金銭をローマ市

に在住するペーター・フリート殿 (Meister Peter Fried) という1人の法律家 (Doctor) に引き渡す義務を負っていた。

彼はアウクスブルク市の有力者たち〔市参事会〕の〔下記の係争での〕訴訟代理人 (pro-cuator) でもあった。この係争とは〔アウクスブルク市の司教座聖堂参事会で選出されたアンセルム・〕フォン・ネンニンゲン (Anselm von Nenningen) と〔皇帝ジギスムントが推薦したフリードリヒ・〕フォン・グラッフェネッグ (Friedrich von Graffenegg) という2人の司教の間で生じた〔1413 - 1424年までの〕「いわゆるアウクスブルク司教職をめぐるシスマ〔大分裂 (Schisuma)〕事件<sup>(16)</sup>」をさす。

【補遺5】 まずチンクは「ローマ市に暮らしていた経験がある」ことをすでに告白していた (第2巻の「私が体験し、そして暮らしたことのあるすべての〔帝国の〕領域〔Land〕、都市と市場町、地方と村落について」記した箇所 (第2巻: 105ページ) を参照)。

次に、このペーター・フリートなる人物については、本文では上記以上のことは何も言及されていない。しかし、アウクスブルク市参事会からローマ市在住のペーター・フリートへの1422年9月13日付けの書簡〔付録 (Beilage) II. (367-370ページ)〕に下記のような人物として記されている。

この書簡に従うと、彼はパッサウ司教座聖堂参事会員であり、かつローマ教皇庁 (Hof) での神聖ローマ皇帝ジギスムントの訴訟代理人でもあった。

アウクスブルク市はこの司教職をめぐる係争で、皇帝の推薦したフリードリヒを支持する立場から、教皇マルティヌス5世 (Pabst Martinus V) の意向を探る必要に迫られていた。そのため、市参事会は1423年の前半に、ローマ教皇庁に帰還する際に同市に立ち寄ったペーター・フォン・リンブルク (Peter von Limburg) に頼んで、教皇への紹介状を入手し、その書簡を持参させて、ジョルク・プロース殿をローマ教皇庁へ派遣した。彼は3月にミラノ大司教の許に立ち寄り、さらに6月には皇帝ジギスムントの許に立ち寄っ〔て、教皇と

の段取りを協議し) た後、ローマ市に赴いた。教皇マルティヌス5世は最終的(1423年9月13日)に、アンセルム・フォン・ネンニンゲンを罷免する判断を下した。このような教皇〔庁〕の判断や動静などを、いち早く入手できる立場にいたのが、教皇に接触できる皇帝の訴訟代理人たるペーター・フリートであった。

彼はこのような立場を利用して、バチカン教皇庁の最新情報をいち早く収集し、その情報をアウクスブルク市に伝えるという、一種のローマ市在住のアウクスブルク市側のロビイストのような役割を果たしていた人物のように思われる。

ただし、彼はその新情報の真偽を確認せずに伝えていた場合もあったようだ。たとえば、教皇マルティヌス5世がハインリヒ・フォン・エレンフェルス(Henrich von Erenfels)をアウクスブルク新司教にしたいという情報を、本人が受諾するかどうかを確認せずに〈この場合、ハインリヒは拒絶していた。〉同市に伝えたり、さらに同市参事会にこの新司教に祝賀を送り、さらにバチカン枢機卿たちへ感謝の使節団を派遣するように助言するなど、誤報に基づく情報をも伝えていた。また付録の368ページには「アウクスブルク市参事会は1人の使者に500ドゥカート金貨をペーター・フリート殿の許に運ばせた」という一文があり、この使者がチンクだとすると、彼が運んだ金額は500ドゥカート金貨ということになる。

## (6) フランクフルト大市への途中で襲われ、損失発生

この箇所は「自伝」が記されている第3巻にはない。チンクが彼の主人ジョス・クラマー〔商会〕から独立して、自分のための商業活動の実例として、第4巻(150-153ページ)に記されている。チンクの商業活動の一環〔損失事例〕として、この箇所に掲載しておく。

### 【補遺6】

#### ◆1428年——筆者：32歳

同年の四旬節の大市(fastenmesse)の頃、南ドイツ〔アウクスブルク

市をも含む]の商人たちが、例年通り開催されるフランクフルトの大市に馬で赴き、また自らの商品を出品すべく、送付しようとしていた。

ところで、今回〔の商人たちの護衛として〕はヴァインスベルク領主コンラート (der Herr Konrad von Weinsberg) が大軍を終結させていた。噂では400頭もの兵馬が集まっていたとか。……商人たちの商品の多くは今や〔ハイデルベルク (Heidelberg) の南東22.5kmに位置する〕ジンスハイム (Sunshaim : Sinsheim) に到着した。人々が語るには、彼らの商品の量たるや400梱 (fardel) 以上の商品が、またそれ以外にも多数の商品が、さらに商人たち〔自身〕も大市や年市 (die Messe u. Jahrmärkt) のために運んできた多様な商品があった、とか。商人たちの多くも〔隊商を組まずに／護衛を利用せず〕個人的に (personlich) ジンスハイムに到着した。彼ら商人たちは〔外敵からの不慮の攻撃を〕心配していなかった。〔それどころか〕自分たちはこれまで別な機会に受けていたように、まったく安全であると、さらに自分たちは護衛されているとさえ考えていた〔節が見受けられた〕。

しかし、同ヴァインスベルク領主コンラートは武装した一軍を率いてジンスハイムにやってきて突然、商人たちを襲い、そして彼らを全員捕らえ、しかも彼らのすべての商品をも奪ったのである。商人たちは至る所の地下室に閉じ込められた。……さらに商人たちは身に着けていた金製や銀製の、そしてそれが何であれ、すべての物をすべて提出させられたのであった。……こうして、商人たちは大損害〔一説によると10万グルデンを下らない価値〕を被ったのであった。

チンクは「私も故郷メミンゲン市で得たバルヘント織布1梱を〔この商人たちに託していたので〕損害を被った」(152ページ)と記している。

**【補遺7】** この事件の原因のヒントは、本文151ページの注2に記されている。すなわち、商人たちが宮中伯オットー・フォン・モสบアハ (Pfalzgraf Otto von Mosbach) の所領と思って立ち寄ったジンスハイム

は、すでに同宮中伯によってヴァインスベルク領主コンラートに質入されており、実質的にコンラートの所領となっており、彼の裁判管区であった。

ところが、上記の本文（152ページ）の続きには「商人たちが宮中伯から付与された護送〔通行〕特許証（Geleitbrief）には、以下のような内容の1項が含まれていた。すなわち、〔他領主の〕裁判管区（Bann/Acht）にはいない者が護送される権利を享受できる、と。しかし、商人たちは誰もがこの条項に注意を払おうとはしなかった。否、完全に軽んじ、それ故に誰も〔ジンスハイムを訪問するに〕なんら心配していなかったのである」（152ページ）とある。

この事件の結末は、商人たち〔、その出身母体である帝国諸都市〕は抗議したものの、最終的には宮中伯オットー・フォン・モスバハに調停役を頼み、事件解決に努めた。宮中伯はそのためハイデルベルク市で仲裁会議を開催し、この係争事件は商人全員の釈放と彼らの商品の返却と引き換えに、商人たちがヴァインスベルク領主に3万グルデンを支払って示談にする旨の調停案を提示した（152ページ）。

アウクスブルク市出身者で逮捕された人物は、金細工師のフランツ・ページンガー（ein Goltschmid Frantz Bäsinger）と貧しいが誠実な小間物商ゲンガー（ain armer Kramer unt frum Ganger）の2人であった（153ページ）。

なお、同〔1428〕年に新たに課税査定（通常3～4年で改定）が行われ、チンクは3lb.（= 180ペニヒ貨）の税額を納入した。この課税額からチンクのこの当時の課税対象財産は293ライン・グルデン（Gld. rh.）129ペニヒ貨であった<sup>(17)</sup>。チンクの財産はこの〔1428〕年で増加した。

#### （7）アウクスブルク市の委託任務（硝石の買い付け）で

#### ヴェネツィアへ派遣

#### 【補遺8】

◆1430年——筆者：34歳

同年3月6日付けの書簡から、チンクがアウクスブルク市参事会からヴ

エネツィア市の総督〔ドージェ (Doge)〕の許に派遣され、フス戦争 (1319 - 36年) の真っ只中にも係わらず、多忙な日々を送っていた様子 (『書簡控え帳』 Bd.3. Nr. 380) が見て取れる。その書簡の文面は、以下のようなものであった。

「……我われ〔アウクスブルク市参事会〕は汝らの優れた貴官〔総督フランチェスコ・フォスカリ (Francesco Foscari)〕殿の許に我われの特別な使者ブルッカルト・チンク (Burkardus Zingg) を派遣するであろう。我われは彼に、汝らの都市ヴェネツィア (Venetia) で市場の原理〔要請〕 (secundum fori exigencia) に従って数百ポンドの〔量の〕硝石 (salpetri : Salpeter) を買い集め、我われの母市〔アウクスブルク市〕の許に運搬するように委託した。我われは今この硝石を、罵倒されているフス派に (maledicte secte Hussitarum) 大砲〔を打ち込ん〕で抵抗するために必要としている。フス派〔の民衆〕軍はかなり前からこれまで、全キリスト教のあらゆる身分の人々に異端者の邪悪でむごい行為を行なってきたし、また〔これからも〕その行為を躊躇せずに激しく行なおうとしている。そして我われが予想していたように、〔バーメンから〕上部アレマン〔南ドイツ〕地域に向かって (ad partes Almanie superioris versus) ドナウ河 (Danubium) を〔越えて〕移動しようとしている。……」<sup>(18)</sup>

この文面からも、アウクスブルク市はフス戦争 (1319 - 36年) の真っ只中に置かれ、フス派民衆軍の攻撃から同市を防衛する準備に余念が無かったことが、そして同市参事会はこのような戦時下に武器調達という大切な役割を担わされたチンクの商才を高く買っていたことも理解できよう。

## (8) フス戦争下のニュルンベルク市でサフランを購入

### 【補遺9】

#### ◆1430年——筆者：34歳

フス民衆軍が1427年からボヘミア領域から神聖ローマ帝国領内へ

進軍を開始した。彼らが進軍する前からその予定コースにある小規模な都市や市場町〔マルクト〕さらには諸村落から大勢の人びとが逃げ出していた。フス派が進軍した先の至る所では教会を初め、富裕な人々の家屋もその財産を物色され、破壊され、最後には焼き尽くされていた。バンベルク市 (Bamberg) はフス派に「平和金」として1万2千フローリン金貨を払ったものの、同市の平和は守られず、同じよう荒廢の憂き目にあった。そしてニュルンベルク市領域に所属し、また同市から東北に4マイル (約27.5km) に位置した小都市グレーフェンベルク (Gräfenberg) にフス派民衆軍が進軍した時、ニュルンベルク市は1万グルデンを支払ってフス派の撤退を実現させることに成功した。この時に、チンクはたまたま、同市に滞在していた。曰く、

「私チンクは、この時、ニュルンベルク市に滞在し、モロッコ産のサフランを4ツェントナー〔1Ztr. = 50Kg (Zentner marokanischen Saffran)〕買い付けていた。確かに、ニュルンベルク市が〔グレーフェンベルク市の〕平和金を支払うまで、私も〔内心では〕我が身に降りかかる禍を恐れていたが、やがて非常に恐ろしい存在は〔フス派よりも〕むしろニュルンベルク市内にいる民衆全体 (alles Volk) であり、この者たちはあたかも自分たちが同市を乗っ取ったかのように振舞い、平和を拒絶していた。」<sup>(19)</sup>

この箇所からは、たとえ戦争中であれ、一分の利益を見つければ、いかなるビジネス・チャンスをも見逃さないチンクの大胆な行動力が理解される。ただし、今回は我が身の安全に一抹の不安を感じたが、それはフス派がもたらす危害ではなく、ニュルンベルク市内の、これまで抑圧されていた民衆〔下層民〕からの危険 (不正や殺人行為など) であったとも告白している〔チンクの観察眼の鋭さを示す一例であろう〕。

## (9) 商人チンクの誕生

◆1431年——筆者：35歳

次に、私は再度、アウクスブルク市に戻った。この時点では私は以前と同様に、私の主人〔ジョス・クラマー〕の使用人 (diener) であり、商業に従事していた。また私は〔公にも〕自分自身の〔利益のために独立した〕商業〔営業〕をも始めていた。そしてようやく、神の恩寵もあって、〔利益を生み出し、〕裕福さを実感するに至った。これは1431年のことであった。

【補遺10】 チンクがいかなる地域や都市に商旅していたかは、本文〔第3巻〕には記されていない。しかし、第2巻の「私が体験し、そして暮らしたことがある〔諸地方〕(Land) について記す」の箇所に以下のような記述が見受けられる。チンクは「私はハンガリー地方 (Ungaerland)、ベーメン〔チェコ〕地方 (Behemerland)、ヴェンド〔スロヴェニア〕地方 (Wendischland) に派遣され、そしてドイツ民族の地域 (Teutschernation)、やイタリア民族の地域 (Welschernation) の数多くの、立派なそして美しい都市や島で暮らした経験がある」と総括的に記している<sup>(20)</sup>。

しかし、さらに第2巻を読み進めると、チンクの訪問先の諸都市について、しかも地域ごとに詳細に次のように記されている。

(1) シュタエルマルク〔現在のスロベニア領をも含む〕とフリウリの各地方について

「私はゴットシェーエ (Gotz : Gotschee)、フォイストリッツ (Feustritz : Windisch-feustritz)、ツェリエ (Cilli : Celje)、プトウイ (Bettau : Ptuj)、ゴリツィア (Gorz : Gorizia)、ヴィパハ (Wippach in krain)、そして〔フリウリ地域の中心都市ウーディネ (Udine) 市の東に位置する〕チビダーレ (Sibiendat : Cividale)、そしてフリウリ (Friaul : Friuli) 〈同地で、私は総大司教 (Patriarch) にしてクライン大公ルードビヒ・フォン・テック (Ludwig von Tegg) 殿の館 (Hof) に逗留した。〉<sup>(21)</sup>

(2) チロール地方〔北イタリア地域〕と南ドイツ地方について

「次に、〔リエント (Lienz) から西に位置する〕トブラッハ (Toblach)、

イニチエン (Pichingen : Inichen)、ヴェルスベルク (Wolsberg : Welsberg)、ブルネック (Praunegg : Bruneck)、ミュールバハ (Muhlbach)、シュテルツィング (Stertzing) 〈以上が北イタリア領域〔トレンティーノ＝アルト・アディジェ州 (Trentino-Alto Adige)〕〉そして〔ブレンナー峠を超えて〕マトレイ・アム・ブレンナー (Matron : Matrien am Brenner)、インスブルック (Innsbruck)、ツイールベルク峠越え (über den Zielberg)、〔インスブルック市の北西に位置する〕ゼーフェルド (Seefeld)、ミッテンヴァルト (Mittenwald)、パルテンキルフェン (Partenkirchen)、エタル・イン・アマガウ (Ettal in Ammergau) 〔同地に、皇帝ルードヴィヒ・フォン・バイエル (kaiser Ludwig von Bayern) が建設した修道院がある。この先はオーバーアマガウそして母市アウクスブルクへ〕。そして、これら以外の多くの諸都市〔地域〕にも、私は滞在した<sup>(22)</sup>。

## [D] ペーター・エゲン (Peter Eggn)<sup>(1)</sup> の許での使用人時代

(1431 - 38年)

### (1) 商業活動〔移動生活〕からの引退についての悩み

#### ◆1431年——筆者：35歳

次に、まさにこの〔1431〕年に、私は情けない事態に陥ってしまった。それは、今や裕福になった私には、馬に乗って商旅に出る〔移動する〕ことが面倒と〔思うように〕なったことである。すなわち、私は、当地アウクスブルク市に戻って来ると〔必ずと言ってよいくらい〕もうこれ以上移動する必要のない平穏な時間を持ちたいかどうか自問するようになり、〔移動生活（商業）と定住生活（都市内就業）との間で揺れる〕心の葛藤が生じて〔悩むようになって〕いたのであった<sup>(2)</sup>。

### (2) 秤量官〔定住就業＝固定給〕に、好条件でヘッド・ハンティング

そんな折、次のような話が舞い込んできた。それは、すなわち、ハンズ・ドリットメーア (Hans Drittmer) なる1人の秤量官 (Waage) がいた。

その彼が、同じく秤量官で、かなり以前からペーター・フォン・アルゴン (Peter von Argon) と呼ばれていたペーター・フォン・エゲン殿の許に秤量主任官〔親方 (Waagemeister)〕の職が空いた〔のを知り〕、私の許に人を遣わし、私がP・エゲン殿の公設秤量官になる気があるか〔私の意向を〕打診してきた。そして〔その後〕P・エゲン殿は、この件で〔直接、私の許に〕出向いてきた。〔その際の〕彼の私に対する対応は好意的であった。そこで、私は即座に、彼の申し出を受け入れ、彼に雇われた。すなわち、秤量主任官 (Diener) になったのであった。彼は私に年収として53フローリン金貨を提示した。

しかも、さらに伝えておきたいことは、エゲン殿は私に、もし私が望めばいつでも、馬に乗ってヴェネツィアへ商旅することを許可してくれたことである。それ故に、私は毎年、秤量官としての仕事と並んで、少なくとも〔1年に〕1回ないし2回、ヴェネツィアへ旅立ち、以前と同様に私自身の独立した取引を行うことができたのである。私の主人たる貴顕 (Herr) P・エゲン殿は〔約束を違えることなく〕私に好意的な対応で接してくれた。すなわち、彼は、私が望む時はいつでも、私に額の多少を問わず費用を用立ててくださったのである。天に在 (ましま) す神よ、彼に報いをお与えくださりますように。

私はこの秤量官の仕事を1438年〔筆者：42歳〕までの7年間勤めた。1438年に私は秤量主任の職を辞した。今ではむしろ、以前に私が従事していた仕事〔遠隔地〕商業と馬に乗っての商旅を〔再度〕やってみたい気分が駆られてならない。

### (3) ネルトリンゲン大市への個人的参加〔自営商業〕(1434年)

#### ◆1434年——筆者：38歳

次に、同年6月4日に私は〔神聖ローマ帝国内の〕ネルトリンゲン市 (Nördlingen) の大市に〔いて、私の独自の資金だけでなく、主人P・エゲンから借りた資金をも利用して、国内での遠隔地貿易にも参加して〕いた<sup>③</sup>。

なお、E・マシュケ<sup>④</sup>によると、同〔1434〕年に課税査定が行われ、チ

ンクの課税額は7b.10ペニヒ貨と定められた。この課税額はかつて〔1428年〕の2倍以上に膨れ、1440年まで変わることはなかった。また、この額からチンクの課税対象財産は661ライン・グルデン84ペニヒ貨と推測される。これは1428年の2倍以上に増加したことを示している。

【補遺11】 ペーター・エゲンなる人物については、第4巻の「かつてペーター・エゲンと呼ばれていたペーター・フォン・アルゴン殿について」の項目（196-207ページ）に詳論されている。

同エゲン家はアウクスブルク市の商人家系の都市貴族である（1342 - 1532年）。彼P・エゲン（1413 - 52年）も有力市民の定めなのか、アウクスブルク市の役職に、特に市長職に1439年に初めて就任し、それ以降も6回にわたり多忙な市長職に就任する羽目になった。市長職に伴う多忙な公務のため、私的な家業の遠隔地商業が妨げられることが多々生じた。そのため、彼は都市の公務を放棄するためにアウクスブルク市の市民権を放棄するなどして抵抗した。やがてハブスブルク家出身の皇帝フリードリヒ3世〔在位：1440 - 93年〕が1442年に同市を訪れ、P・エゲンの屋敷に宿泊した際、P・エゲンは同皇帝の認可を得て、これまでのエゲンの姓を改め、貴族風のペーター・フォン・アルゴン（von Argon）を名乗りだした（198ページ）。

またP・エゲンが所有していた秤量権は本来、同市の司教が持っていた権利であり、当時、司教からP・エゲンに質入されたか、あるいは再売買で購入したものと思われる。

## 〔E〕 モイティング商会入社以前の個人経営時代（1438 - 41年）

### ◆1438 - 41年——筆者：42～45歳

チンクがモイティング商会に参加する前の3年間については、E・マシユケは納税（課税対象財産）の観点から、「チンクは1438年にP・エゲンの許での雇用関係を辞して以降も3年間は独立して商業に従事する程、裕福であった」と言及している<sup>①</sup>。ただし、マシユケも認めているように、この点について、チンクは第3巻「自伝」では直接、何も語ってはいな

い。

## 〔F〕 モイティング商会への中途採用時代（1441 - 44年）

### （1） 3年間の雇用契約と給金

#### ◆1441年——筆者：45歳

1441年5月3日〔聖なる十字架の日（auf des heiligen creutz tag）〕に、〔心身ともに〕健康になったので、私はハンス・モイティング（Hans Meuting）商会<sup>②</sup>と〔代理商（Faktor）として〕3年間の契約を結んだ。また私への給料は年収（zu lon ain jar）60フローリン金貨であった。また同商会では私に前もって〔損益金〈保証金〉として〕200フローリン金貨を求めた。さらに私は〔独自の資金〕500フローリン金貨を現金で（in barr）同社に投資した。私は同商会には3年間勤めた。

そして、伝えておきたいことは、私たちはこの3年間、23%（23 fl. percento）の利益率を得た<sup>③</sup>。〔この数値は〕私には十分に満足できるものであった。神に報いあれ。私は1年間で200フローリン金貨〔以上〕を稼いだことになろう。〔もっとも、この数値200フローリン金貨には〕おそらく、私が飲食に費やした金銭をも含めての収入額であるのだが。そして、3年間の雇用契約が切れる〔1444〕年に、私は同社を退社した。

### （2） モイティング商会で、社主からチンクへの強い信頼感

本文にはこの部分はない。しかし、モイティング商会で、3年間で約2,300フローリン金貨を稼いだチンクの働き振りの一部が付録（Beilage）I. 「B・チンクの自伝のために」（334ページ）に描写されているので、この箇所に掲載しておく。

#### 【補遺12】

#### ◆1443年——筆者：47歳

〔1443年末の頃に、老ハンス・モイティング〔社主〕に、ある事件が持ち上がった。その事件とは、ニュルンベルク市に通じる街道沿いのマール（Merl）近くで、トゥシュガン（Tuschgan）という新鮮で、

良質なサフランの入った多数の布袋 (Mehrere Sacke mit Safran) が荷馬車から盗まれた件である。犯人はその荷馬車の御者〔ハンス・メルケル (Hans Merkel)〕であった。ただし、その犯人がどの方面に逃亡したのか、誰も知らなかったので、アウクスブルク市参事会は犯人が現れそうな逃亡先〔の都市〕に、新鮮なサフランを差し押えてもらうための要請文を持たせた使者をあらゆる方面〔の都市〕に派遣した。

アウクスブルク市の顧問官たちはブランデンブルク辺境伯アルブレヒト (Der Markgraf Albrecht von Brandenburg) 殿の許には、アウクスブルク市民たるブルッカルト・チンクを遣わした。したがって、チンクはアウクスブルク市民〔にして社主の老ハンス・モイティング〕のために、要請文を持参して、同伯への使者として遣わされたのであった。

この窃盗犯は1444年にウィーン市で逮捕された。犯人は盗んだサフランをハンス・タウプナー (Haus Taubner) 宅の裏の中庭 (Hof) にある旨、自白した。そこで老社主は2月14日付けの処罰〔委任〕状 (Gewaltsbrief) の中で、彼に代わって、彼が信頼している使用人〔代理商〕 (lieben Diener) で、彼の後継者たるハンス・コラー (Hans Koler) に〔犯人たる〕ハンス・メルケルの処罰に関する全権を与えた。

また、老社主は翌〔2月15〕日の1通の書簡の中で、トーマス・グランダー (Thomas Grandner)、ブルッカルト・チンク、上記のハンス・コラーそしてアウクスブルク都市役人 (Stadtdiener) リーンハルト・ゲルッター (Lienhart Gerutter) たちに、取り戻したサフランに関する完全な権限を与えたのであった。」

この箇所からは、チンクが社主から信頼され、当時の大国ブランデンブルク辺境伯への使者に指名されるなど、チンクの「外交手腕」は高く評価されていたように思われる。

## 〔G〕 チンク個人による対ヴェネツィア商業活動時代(1446 - 48年)

### ◆1446年——筆者：50歳

同年の秋、私は馬に乗ってヴェネツィアへ赴いた。そしてホルンシュタイン (Holnstein) に投宿した。確かに、同地でも害虫 (die Krautwurm) が大発生していた<sup>(1)</sup>。

### ◆1447年——筆者：51歳

同年5月26日に、〔ブレンナー峠の南側に位置する〕グロッセンザッセン (Grossen-Sassen) の町全体が火災で焼失し、ほんの僅かの家屋しか残っていなかった。私はその後 (土曜日) 〔グロッセンザッセンよりさらに南に位置する〕シュテルツィンク (Sterzing) から、ヴェネツィア〔で購入した〕綿花6梱を〔アウクスブルク市に〕持参した<sup>(2)</sup>。

### ◆1448年——筆者：52歳

同年、私はヴェネツィアに赴き、同地で綿花を購入しようとしたのだが、ヴェネツィア〔市内の市場〕には綿花はまったく出回っていなかった。巷では (man) 聖ニコラウスの日 (12月6日) に、ヴェネツィアに綿花が入荷し、購入できるのではと期待されたが、しかし綿花はオリエント〔東方諸国 (zu Ostern)〕でも〔不作で〕出回っていなかった。綿花がいつ〔オリエントからヴェネツィアに〕入荷する予定なのか、まったく分からない状況であった。ヴェネツィア市でも、またアウクスブルク市でも綿花は1袋 (Sack) さえも、〔いわんや〕2袋など〔さらさら〕ないのである。

それゆえに、以前ならば綿花〔の量〕を〔けちって〕少なくしていた職布工 (Weber) たちは少なかったのだが、今では綿花を少なくする職布工がますます増えている始末である。そして、多くの職布工たちは〔原料の〕綿花が入荷しないために、失業に追い込まれる (feiren/ohne Arbeit sein) 羽目に陥っていた。私はもはやそのような綿花不足を思い出したくもない。

そのようなわけで、当時のアウクスブルク市では、漂白されたバルヘント職布 (die Weisen) は1ファーデル (fardel) 当たり、70ライン・グル

デンの値がつき、また漂白されていないバルヘント織布 (die rohen) は1  
ファーデル当たり、65フローリン金貨の値がついた程であった。次に、  
香料 (pipper) の価格もヴェネツィアでは36ドゥカート金貨の値がついて  
いた<sup>(3)</sup>。

以上の3件から、チンクはモイティング商會を辞めた後も、独立した  
商人としてヴェネツィア貿易に1個人として従事していたことが、しか  
も、この貿易は1446 - 48年まで定期的に行われていたことが分かる。

なお、E・マシユケ<sup>(4)</sup>によると、1447年にヴェネツィアで買い付けた  
綿花の量 (6梱) は個々の商人にとっては中規模のものであり、またこの  
綿花購入の対価はチンクがアウクスブルク市から運んでいったバルヘン  
ト織布を売却して作ったものであると想定している。ただし、このバル  
ヘント織布をいかなる金額で売り、綿花をいかなる金額で買ったのかは  
言及されていない。さらに、チンクの1448年の課税対象財産は1,135ラ  
イン・ゲルデン75ペニヒ貨であるが、これ以降、増加することはなかつ  
た。

最後に、この『都市年代記』の中には、チンクが1453年〈彼が2件目の  
家屋を購入の際にバルヘント織布で支払っているが、この商品は1453年以前に彼  
の倉庫に入れていたものである〉<sup>(5)</sup>以降、もはやヴェネツィア貿易に従事し  
ていたことを示す証拠は存在しない。それ故、チンクは1453年の頃から  
「固定給の仕事」に、すなわち、貿易〔商業〕活動をやめてアウクスブル  
ク市の都市役人の仕事に就いて、定住生活を送ることになったのである。

## 〔H〕 15世紀後半 (老齡期) の都市役人時代 (1453 - 1466年)

### (A) 再々婚時代 (1454 - 59年) に就任した役職

(1) 1453 - 55年——穀物間接税の徴収頭 筆者：57～59歳

◆1453年——筆者：57歳

三度目の妻として、ミュンスターレリン家の娘ドロテーアを娶った頃  
〔筆者58歳〕、私は〔依然として〕妻の実家、すなわち、ユーデンベルク通

り (am Judenberg) に面した家に居候していた<sup>(1)</sup>。

【補遺 13】 1459年の市参事会布告 (Ratsdecret) 以前の役人名簿から。

1459年のアウクスブルク市参事会からの布告以前 [1453年-] の市参事会員と都市役人の名簿の中に、ブルッカルト・チンクの名がアウクスブルク市の穀物税徴収頭 (Stattkornmeister) として記載されている<sup>(2)</sup>。

そして、[この就任を] 契機に、私は穀物間接税 (Kornungeld) [の徴収権] を入手した。これで私は年収43フローリン金貨を得た。そしてこの穀物間接税 [徴収権] を返還する [1456年] までの実質3年間 [1453 - 55年]、私は姑の実家で暮らしていた。

[この3年間の総収入は43 fl.X3 = 124フローリン金貨であった]。

[穀物間接徴収頭を辞職した] 1456年に、私は、私自身が以前 [1453年 (筆者: 57歳) に] 購入し、そして増築したザクセン通りにある私の新居 (das mein neu Haus) に引っ越した。この住居には前と後ろの土地すべてが、また [別棟の] 倉庫 (stadel) も庭園 (Garten) も含まれていた。私はこの新居で、塩倉庫の役職に就任するまでの [僅か] 1年間だけ暮らした。

## (2) 塩倉庫の監督官 (1456 - 74年までこの役宅に居住)

### ◆ 1456年——塩倉庫 (Salzstadel) の監督官 筆者: 60歳

同年のクリスマスの頃 [12月16日] に、私は塩倉庫の役職 [監督官 (ein Amt auf dem Salzstadel)] に就任した。そして、1462年 [筆者: 66歳] に至るも、私は依然として (noch) 同職に留まっていた。私はいったいどのくらいこの塩倉庫の役職 [監督官] に留まっているのやら。

【補遺 14】 1456年のアウクスブルク市参事会布告 (Ratsdecret)。

### ◆ 1456年——アウクスブルク市の都市 [役人の人事] 案件について

[同年の12月16日 [聖ルチアの祝日後の木曜日] に、アウクスブルク市参事会はブルッカルト・チンクをワイン倉庫の印章管理官 (das Siegel amt auf dem Weinstadel) に任命した。

チンクには毎年、給料として40グルデン (Gulden) が支給された。またチンクの〔下で働く〕記録係には、毎週金曜日に給料として1ベーメン〔・グロッシェン〕(behemisch) が支給された。

さらに、パウルス・ベッヒャー (Pauls Becher) が監査官として (zu ainem gegenschreiber) 採用された。彼には毎年、彼〔が住む家屋〕の家賃として (fur ain Hauss zinse) 24グルデンが支給された。2人は宣誓をした。』<sup>(3)</sup>

【補遺15】1457 - 58年のアウクスブルク市の出納帳簿 (Baurechnungen)。

◆1457 - 58年——筆者：61～62歳

「1457年と58年のアウクスブルク市の出納帳簿の「市参事会の役人 (Rautz diener)」の項目に、チンクの名前が40グルデンの給料とともに、記載されていた。』<sup>(4)</sup>

※これらの史料には、F・フレンズドルフ (F. Frensdorff)<sup>(5)</sup> が言及したように、チンク自身が『都市年代記』の中で記していた〈塩倉庫の監督官〉とこの布告の〈ワイン倉庫の印章管理係〉というチンクの役職について、齟齬がある。

この点について、上記のフレンズドルフはアウクスブルク市のワイン倉庫と塩倉庫が互いに近くにあり〈この2つ倉庫はマキシミリアン大通り上手の中央部に位置する〉、兼務を強いられていたのかもしれない、と主張していた。

(3) ワイン間接〔消費〕税徴収官 (1458年)

◆1458年——筆者：62歳

【補遺16】1458年の出納帳簿の「都市役人」(Ambtlute) の項目から。

同項目に、ブルッカルト・チンクがワイン間接税徴収官に就任していたことが分かる。

「多額のワイン間接〔消費〕税 (Gross wein ungelt)。

ブルッカルト・チンク、彼の〔下で働く部下の〕記録係そしてエアハルト (Erhart) のそれぞれの給金は、四半期ごとに (all quatember)、

4グロッシェン (Gros.)、2グロッシェンそして2グロッシェンである。そして、市参事会はこの8グロッシェンを〔一括して〕チンクに支給した。

そしてチンクは、インボカーヴィト (四旬節／レント [invocavit]) 前の水曜日〔2月X日〕に、彼の部下の記録係と上記のエアハルトに〔徴収させた〕大量の間接税の中から〔給金を〕支給した。また彼らと同じ日に、監査官ベツヒャー (Becher) にも同様に、3グロッシェンを支給した。〕<sup>(6)</sup>

#### (4) 都市税徴収頭 (Zinzmeister) (1459年)

◆1459年——筆者：63歳

【補遺17】 1459年の市参事会布告から。

同市参事会はブルッカルト・チンクを都市税徴収頭 (Zinzmeister) に任命した。そのチンクは、同市が所有している、また譲渡されたすべての都市税 (all zins) を、〈貸借対照帳簿 (Gegenbuch) に記載されている内容にしたがって、しかも宣誓した助力者の立会いの許で、誠実に徴収することができる限りにおいて〉アウクスブルク市の出納長官 (Baumeister) に引き渡す義務を負うものとする。

また、もし徴収頭たるチンクにとって、ある徴収税が臨時税 (Bruck [罰金]) なのか、あるいは通常〔定期〕税 (Notdurchtäge) であるかを判別〔区別〕する事態が生じた場合には、チンクは自らの徴税頭に帰属する権限を超えて、同市の出納長官に彼らの助言や支援を要請することができるだけでなく、実際に利用することができる。〕<sup>(7)</sup>

#### (B) 4度目の結婚時代 (1460 - 1474/75年) に就任した都市役職

#### (5) 無 役

◆1459 - 62年——筆者：63～66歳

【補遺18】

同年の「出納帳簿」には、チンクの氏名は記載されていない<sup>(8)</sup>。

## (6) 役職不明

◆1463 - 64年——筆者：67～68歳

### 【補遺19】

同年の「出納帳簿」には、役人としてのチンクの氏名と支給される給金52フローリン金貨は記載されているが、その役職名は記されていない<sup>(9)</sup>。

## (7) ワイン間接税徴収官

◆1464年——筆者：68歳

### 【補遺20】

「彼らの給料も金曜日ごとに支給された。したがって、四半期ごとにワイン間接税の中から、たとえば、チンクに4グロッシェン、監査官ベッヒャーに3グロッシェン、市参事会の〔下級〕役人 (rautdiener) に2グロッシェン、そして〔チンクの下で働く部下の〕記録係に2グロッシェンが支給された。」<sup>(10)</sup> (上記の(3) 1458年の事例と同じ内容である)。

## (8) 都市税徴収頭 (Zinzmeister)

◆1466年——筆者：70歳

### 【補遺21】

(a) 同年の「市参事会員と役職者名簿 (Die Rats- und Amterlist)」の中に、チンクは都市税徴収頭として登場する<sup>(11)</sup>。

(b) 同年11月29日のアウクスブルク市参事会の議定書 (Ratsbeschlusse) の中に、「一連の都市役人たちの、たとえば都市の記録係 (書記: Stadtschreiber) や銃工長〔銃製造工の統括長 (Buchsenschmied)〕などへの給料など」を確定した決定が載っている。

その中にチンクの項目があり、そこには

「ブルッカルト・チンクには、彼の従来の給料 (allter Sold) 40 ライン・グルデン (Guld. rin.) を支給するものなり。そうでなけ

れば〔この給料に満足しないのであれば (sunst)〕、給料全額を減額に処するものなり。〕<sup>(12)</sup>

と記されていた。

(a)と(b)の内容から、1466年度の都市税徴収頭としてのチンクの年収は以前と同じ40グルデンであったことがわかる。

また、(b)の文言からは、市参事会側には70歳の高齢のチンクには「この40グルデンでも高額である」との含みが込められているように思われる。

## (9) 記録なし

◆1467年——筆者：71歳

### 【補遺22】

同年の「市参事会員と役職者名簿」の中に、チンクの名前は記されていない。この年以降も、役職者としてのチンクの記録はない<sup>(13)</sup>。

## 〔I〕 不動産〔住宅〕の売買とその背景 (1440—56年)

### (1) 初めての宅地購入とその売却——教会通りに位置

◆1440年——筆者：44歳

1440年9月29日〔聖ミカエルの祝日 (St. Michelstag)〕に、私は道幅の広い教会通り (Kirchgase) に面した一軒の住宅を、大工 (Zimmerman) で、しかもアウクスブルク市の左官職の親方 (Werkmeister) であったハインリヒ・リープハルト (Heinrich Liephart) から、200フローリン金貨で購入した。そしてこの敷地内の裏側に〔暖房のある〕小部屋 (Stublin)、倉庫 (Kammer)、そして小さな台所 (Kuchin) などを増築した。また私は上の階段の踊り場 (Soller) とその隣の倉庫を緑色に塗装させ、そしてその〔倉庫の〕中に、2つの地下食料品貯蔵室 (Keller) を作らせた。私はこの家に居住したのは〔僅か〕2年間であった。

そして〔その4年後の〕1444年〔筆者：48歳〕の時に、私はこの家を職布工 (Weber) ハイント・ヴァーグナー (Heintz Wagner) に現金で300グルデンで売却した。

◇その背景：

P・エゲンの許〔1438年〕で「チンクは1千強ライン・グルデンの資金を所有していた」（第3巻、133ページ）。ところで、当時の商人の慣習としては、遠隔地貿易への投資は常に危険が伴うので、商業利益の一部を不動産へ投資して、危険を回避するのが一般的であった。不動産への投資は、必要な場合にはその不動産を売却して、現金化が可能であり、一種の積立金という役割を担っていた。事実、チンクはこの家屋を1444年に売却し、差額100グルデンを手にしていた<sup>①</sup>。

この不動産購入は、チンクもこれまでの動産中心から不動産をも利用できる立場に移行し、より安定した貿易商人に成長したことを示していた。

## （2） 2件目の住宅購入とその売却——ユダヤ人通りに位置

### ◆1444年——筆者：48歳

次に、私はモイティング商会を退社した時〔1444年〕に、私はユダヤ人通り（Judengasse）にある一軒の住宅を、アイスリングリンと彼女の子どもたち（Aislingerin u. ihre kinden）から350フローリン金貨で購入した。この住宅の購入〔手続き〕は同年の5月1日〔聖フィリポおよび聖ジャコビの祝日（auf Philippi u. Jacobi）〕に行われた。

そして、〔その8年後の〕1452年〔筆者：56歳〕の時に、私はこの家を仕立て屋（Schneider）ループレヒト（Rueprecht）に100フローリン金貨の現金で売却した。

ただし、この売却〔契約〕には、「買主とそのすべての相続人〔子どもたち（Erben）〕ないしその後継者たち（Nachkommen）が売主たる私（チンク）および私の相続人ないしその後継者たちに、毎年、家の1年分の地代として、一般に領域で流通する〔良質〕通貨（eine gute gemeinnere Landswerung）で10グルデンを支払うべし」という条件が付記されていた。しかし、買主ないし彼の相続人とその後継者たちが200フローリン金貨を「条件付き定期年金（Rente）」でもって（mit ergangem zins）支払いを希望する場合

には [いつでも]、10 フローリン金貨 [の地代] の支払いを解消することができる。

◇その背景：

チンクがモイティング商会を退社した時、3年間で作り上げた貯蓄額は300グルデンであった。したがって、この2件目の不動産は彼の利益より50グルデン高額の物件であった。しかし、1軒目の不動産を売却して、100グルデンの利益を上げていたので、チンクの財産〈資産〉総額の点ではほとんど変化はなかったと思われる。ただし、1452年時の2件目の物件の売却に際しては、チンクは現金で100グルデンを、そして毎年定期金10グルデンを手に入れる形に変更している。この定期金は200グルデンを支払えば解消されるものであった。したがって、家の総価値は300グルデンになり、購入金よりも50グルデン少ない〔損をしたことになる〕<sup>(2)</sup>。

### (3) 3件目の住宅を競売で購入——ザクセン通りに位置

◆1453年——筆者：57歳

次に、私はザクセン通り (Sachsengasse) に面した一軒の住宅 (das Gesetz) と上シュラッハハウスの近くに (bei dem obern Schlachhaus) ある一軒の住宅 (Haus) を、2梱 (fardel) の染色布地 (farden Tuch) と4梱の漂白されていない布地 (rohen Tuch) で、そして現金で25フローリン金貨を支払って裁判所による競売 (けいばい) で [優先的な購入が] 承認されて、入手したものである (auf der gant behept)。

そして、私はこの購入した家に120フローリン金貨をかけて増築した。布地の価値は52フローリン金貨であった。すなわち、私はこの家に、あらゆる物資〔調度品など〕の調達費用や家の購入資金、そして増築費用などを含めて、総額254フローリン金貨を投資したのであった。これは〔再々婚する一年前〈娼婦との内縁関係を解消した年〉の〕1453年のことであった。

◇その背景：

3件目の物件を購入した時、チンクは現金支払いを僅か25ライン・グルデン〔購入価格の20%〕に抑え、購入資金の残り約80%〔109グルデン〕をバルヘント織布で支払っている。これは、都市役人の固定給料〔都市役人として彼の平均的な給料は40～52グルデン〕で暮らす生活を送ることになったチンクは、従来の商業活動のために家にストックしていたが、今や無用の長物になった織物を売却して、現金を手放すことを回避していたように思われる<sup>(3)</sup>。

#### (4) 4件目は住宅を売却——上シュラッハハオス近くに位置

◆1456年——筆者：60歳

次に、私は〔かつて購入した〕上シュラッハハオス近くにある一軒の住宅を、同年の6月24日〔洗礼者ヨハネの祭日 (auf Johannis baptiste)〕に馬具師 (Sattler) ザーゲンハルト (Sagenhart) に20フローリン金貨で売却した。

ただし、その売却〔契約〕には「買主とそのすべての相続人〔子どもたち〕ないしその後継者たちが〔売主たる私 (チンク) および私の相続人ないしその後継者たちに〕毎年、家の1年分の地代として、一般に領域で流通する〔良質〕通貨で4グルデンを支払うべし」という条件が付記されていた。しかし、買主ないし彼の相続人とその後継者たちは「条件付き定期年金 (Rente)」でもって (mit ergangem zins) 80フローリン金貨を支払うことを希望する場合には〔いつでも〕、4フローリン金貨〔の地代〕の支払いを解消することができる。

◇その背景：

チンクも還暦に達し、ようやくザクセン通りの住宅がチンクの終の住処となった (死亡するまでの18～19年間)。そのため、すでに貿易 (商業) 活動から身を引いていたチンクには上シュラッハハオスにあるもう1軒の住宅を所有する必要性はなく、売却するのは自然な成り行きであろう。

この場合も、現金での受取り額は20ライン・グルデンのみで、残金は毎年、定期金4グルデンで受取る形式をとっている。これは、老後の生活に備えた収入確保の1つの手段であったのだろう。チンクらしい「将来を見据えた堅実な生活設計」が垣間見える不動産売却である。

以上が、1456年ないしその後に記されたチンクの、〈職業〉に視点を当てた『自伝』の「第1部 (Der Erste Teil der Selbstbiographie Zinks)」である。  
〔以下では、チンクの家族に視点を当てた第2部が記されている。〕

〈以下、次号へ続く〉